

基発0401第61号
職発0401第41号
平成26年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

労働保険加入促進業務の実施について

標記については、平成26年度及び平成27年度の「労働保険加入促進業務実施計画書」(別添)により、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会(以下「全国労保連」という。)に委託して実施することとしたところである。

未手続事業一掃対策は、労働保険制度の健全な運営等の観点からも極めて重要であり、重要課題として位置付けていること、また、受託者である全国労保連の支部(都道府県労保連)と都道府県労働局の連携は、労働保険適正加入に向けて不可欠であることから、標記業務の円滑な運営のため、協力方配慮されたい。

平成26年度 労働保険加入促進業務実施計画

平成26年度の労働保険加入促進業務については、「入札説明書 労働保険加入促進業務」及び「労働保険加入促進業務における民間競争入札実施要項」に基づき、次のとおり実施する。

1 目的

労働保険は、強制加入保険であるにもかかわらず、未だ中小零細事業を中心に未手続事業が多く存在している。

この状態は、労働保険の健全運営及び労働者の適正なる保護を阻害することとなるため、労働保険の未手続事業を対象に、加入勧奨活動等の業務を実施することにより、その解消を図るものである。

また、加入勧奨活動により雇用保険に係る保険関係が成立した適用事業については、労働保険関係成立届等労働保険の成立手続の他、雇用保険の事業所に関する届出並びに雇用する労働者（被保険者）に関する届出等雇用保険の加入手続が必要となるが、被保険者の適用範囲が拡大されてきたこと等から、届出洩れがある状況が見受けられるため、未手続事業の解消と併せて、これらの届出の履行を確保することにより、労働保険の適正加入の促進を図ることとする。

2 実施期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日

3 業務目標

- | | |
|-------------------------------------|---------|
| (1) 未手続事業情報収集目標件数 | 50,000件 |
| 内40,000件については9月末迄収集 | |
| (労働局提供20,000件と合わせて計70,000件の未手続事業情報) | |
| (2) 加入勧奨実施目標件数 | 70,000件 |
| (3) 保険関係成立目標件数 | 32,000件 |
| (4) 雇用保険手続目標件数 | 16,000件 |

なお詳細な業務目標については、別添1の通りである。

4 実施体制

- (1) (一社)全国労働保険事務組合連合会(以下「全国労保連」という。)の東京の本部組織(以下「本部」という。)、及び都道府県の地方事務所(以下「支部」という。)(47所)で実施する。
- (2) 当該業務の実施に当たり、本部に労働保険適正加入促進員(以下「促進員」という。)4名と支部に促進員166名の計170名を、契約開始日より配置する。

また、労働保険制度等について専門的知識を有する者（労働保険適正加入推進員（以下「推進員」という。））として全国に7,200名程度配置し、さらに円滑に業務を進める為に、本部・支部にPC・プリンター・FAX・コピー機・電話等の必要な機器を配備する。なお、促進員の配置・業務内容等については別添2により、推進員の選任要件・業務内容等については別添3により行うこととする。

5 業務の内容

実施する業務の内容は、次のとおりである。

(1) 未手続事業情報の把握及び未手続事業名簿の作成

推進員が独自調査等により収集する分と、支部が事業主団体等の協力やNTT等の事業場情報購入などにより収集する分を合わせて、未手続事業情報に係る50,000件を収集する。

また、都道府県労働局（以下「労働局」という。）から提供される未手続事業情報20,000件を有効活用し、それらも合わせて未手続事業名簿を作成・管理する。

なお、全国労保連で収集する50,000件の80%にあたる40,000件については9月末までに収集し、本部は厚生労働省労働保険徴収課に報告する。また、支部では当該年度の困難事案等については、適時労働局へ報告し、年度末には支部から労働局へ未手続事業情報の次期繰越分として報告する。

(2) 「労働保険の未手続事業一掃対策に係る協議会」（以下「協議会」という。）の開催

未手続事業に対する加入促進を効果的に実施するため、支部は労働局と年3回の協議会を開催する。

協議会においては、上記（1）の未手続事業名簿に基づき、未手続事業名簿の役割分担、進捗状況の報告、意見交換等を行う。

なお、協議会実施要領は、別添4のとおりである。

(3) 加入勧奨活動の実施

支部に配置した推進員は、事業場を直接訪問し加入勧奨活動を行うこととする。加入勧奨活動は推進員が対象事業場へ直接赴き、事業主に対してパンフレット等を活用し、加入促進の趣旨・目的、労働保険制度（労働保険事務組合制度、労災保険の特別加入制度、雇用保険の加入手続を含む。以下同じ。）の趣旨・概要・適正な加入手続について説明し、理解を得る等の方法により実施することとする。また、支部は推進員毎に、加入勧奨に係る目標値70,000件を設定・管理し、加入勧奨活動の業務目標達成を図るものとする。

なお、推進員が加入勧奨活動を行う際には、厚生労働省の承認を得て、当法人が加入勧奨業務を行う旨の厚生労働省の印章を付した全国労保連会長が交付する身分証を携帯することとする。また、加入勧奨活動の実施状況を事業場毎に整理した「労働保険加入勧奨状況報告書」を作成し、支部に報告することとする。

(4) 推進員に対する加入勧奨推進費の支給

本部は、支部からの報告に基づく、調査説明費及び成功報酬費（以下「加入勧奨推進費」という。）を審査後支給決定し、支給する。

なお、加入勧奨推進費の支給については、別添5のとおりとする。

(5) 加入勧奨実施状況の報告

イ 加入促進計画に基づく推進員による加入勧奨活動の実施状況を把握し（前記（3）で推進員が作成・報告する「労働保険加入勧奨状況報告書」等から把握。）、労働保険加入促進業務委託契約書に基づき厚生労働省に報告することとする。

ロ 報告回数は、原則年2回（上半期・下半期）とする。

報告期限は、上半期分を平成26年10月末日、下半期分を平成27年3月31日とする。

ただし、厚生労働省から要求があったときは、要求のあった日から20日以内に提出することとする。

(6) 加入勧奨好事例集及び未手続の理由別状況報告書の作成

加入勧奨活動の結果、保険関係の成立に至った未手続事業に関する加入勧奨活動の分析を行い、加入勧奨好事例集を作成することとする。

また、加入勧奨活動を実施したにもかかわらず、保険関係成立の手続を取らない未手続事業について、未手続の理由等の分析を行い、未手続の理由別状況報告書を作成することとする。

(7) 加入勧奨実施状況の労働局と厚生労働省への報告

加入勧奨の結果、保険関係成立の手続を行わない事業については、都道府県毎に定期的に取りまとめて、「労働保険加入勧奨状況報告書」の写しを労働局へ提供するとともに、当該年度の未手続事業名簿は労働局と厚生労働省に報告することとする。

また、当該年度終了時には、困難事案等の未手続事業名簿を労働局へ次期繰越分として提供する。

(8) 事業主説明会の開催

労働保険制度の趣旨・概要・適正な加入手続について理解を深め、労働保険の適正な手続の履行確保を図るため、事業主説明会を10,000事業主以上の出席を目途に開催することとする。

事業主説明会の開催は、別添6により行うこととする。

(9) 労働保険加入促進業務に係るブロック会議の開催

本業務を効果的・効率的に実施するため、労働保険加入促進業務に係るブロック会議を6地域でそれぞれ1回9月～10月に開催し、各支部における事業の進捗状況や取組の現状と問題点について意見交換等を行う。

(10) 全国労働保険適正加入促進会議の開催

厚生労働省が実施する「労働保険適用促進強化期間」に合わせて、「全国労働保険適正加入促進会議」を11月に開催し、ブロック会議での意見交換の結果を踏まえて、加入促進業務への取組意欲の向上、労働保険制度の普及・啓発、及び労働保険事務組合制度の周知に努めることとする。

(11) 責任者研修会の開催(本部において実施)

加入勧奨活動を効果的・全国斉一的に実施するため、支部責任者を対象とした研修会を4月と11月に開催することとする。

(12) 推進員に対する研修（支部において実施）

推進員を対象に、「労働保険の未手続事業一掃対策」に対する理解を深めるとともに、加入勧奨活動の質的向上を図り、効果的な加入勧奨活動を実施するための研修を実施することとする。

なお、研修実施要領は、別添7のとおりとする。

(13) 加入促進計画の策定及び目標管理

支部は加入促進計画を策定し、業務目標の達成に向けて取り組むとともに、労働保険加入推進委員会において、目標管理を徹底し、業務の改善を図ることとする。

(14) 個人情報等の情報管理の徹底

個人情報保護法を基本に、本部・支部において保管している個人情報等につき、その取扱いに係る規程等を設けるとともに、情報漏洩防止措置を図り、適切に保護し、管理することとする。

(15) 相談窓口の設置

本部・支部に労働保険相談窓口を設置し、活動日・活動時間は常時1名経験者を配置し、専用相談電話でもって事務組合及び事業主からの質問・照会に対応することとする。

(16) その他本業務を遂行する上で必要な次の業務

ア マニュアル等の作成

加入勧奨業務を円滑に実施するため、取扱手引・加入勧奨実施マニュアル等を作成し、4月を目途に推進員に配布することとする。また、全国労保連のHPより、推進員が適時マニュアル類をダウンロード可能とする。

イ 推進員に対する補償

加入勧奨活動中の事故に対応するため、推進員を傷害保険に加入させることとする。

ウ その他必要な業務

その他、厚生労働省との協議又は本業務を遂行する上で、必要な業務を行うこととする。

平成26年度 加入促進業務の加入勧奨実施目標等

区分 支部	未手続事業把握件数		加入勧奨実施 事業数	保険関係 成立件数	雇用保険 手続件数	促進員数	推進員数
	9月末						
01北海道	1,480	1,850	2,400	1,290	645	6	465
02青森	424	530	800	330	165	3	90
03岩手	424	530	720	330	165	3	110
04宮城	688	860	1,320	620	310	3	120
05秋田	424	530	510	240	120	3	80
06山形	376	470	650	300	150	3	100
07福島	728	910	1,460	650	325	3	180
08茨城	1,112	1,390	1,620	900	450	3	230
09栃木	568	710	900	400	200	3	120
10群馬	704	880	1,230	600	300	3	160
11埼玉	1,512	1,890	2,300	1,240	620	4	195
12千葉	1,376	1,720	2,450	1,300	650	4	165
13東京	4,728	5,910	8,000	4,440	2,220	8	490
14神奈川	2,096	2,620	3,770	1,640	820	5	240
15新潟	1,032	1,290	2,180	850	425	4	240
16富山	392	490	830	340	170	3	95
17石川	440	550	1,000	370	185	3	90
18福井	328	410	680	290	145	3	90
19山梨	328	410	750	260	130	3	100
20長野	824	1,030	1,620	680	340	4	270
21岐阜	704	880	1,100	540	270	3	130
22静岡	1,208	1,510	2,700	1,020	510	4	215
23愛知	2,048	2,560	3,100	1,400	700	4	300
24三重	584	730	920	470	235	3	80
25滋賀	448	560	950	340	170	3	105
26京都	936	1,170	1,680	710	355	4	200
27大阪	3,112	3,890	4,250	2,180	1,090	6	290
28兵庫	1,424	1,780	3,050	1,080	540	4	255
29奈良	344	430	530	200	100	3	60
30和歌山	352	440	710	270	135	3	70
31鳥取	208	260	410	170	85	3	60
32島根	240	300	350	170	85	3	45
33岡山	632	790	1,100	500	250	3	135
34広島	992	1,240	2,000	790	395	4	255
35山口	576	720	900	500	250	4	140
36徳島	336	420	590	220	110	3	90
37香川	360	450	550	280	140	3	65
38愛媛	528	660	700	410	205	3	115
39高知	256	320	470	220	110	3	70
40福岡	1,536	1,920	3,050	1,230	615	5	240
41佐賀	272	340	620	180	90	3	90
42長崎	512	640	660	340	170	3	120
43熊本	712	890	1,200	430	215	3	125
44大分	408	510	620	300	150	3	70
45宮崎	344	430	670	250	125	3	75
46鹿児島	488	610	1,090	390	195	3	100
47沖縄	456	570	840	340	170	3	70
合計	40,000	50,000	70,000	32,000	16,000	166	7,200

労働保険適正加入促進員の配置等

労働保険加入促進業務の実施に当たり、本部及び支部において当業務を的確に実施するための要員として配置する労働保険適正加入促進員（以下「促進員」という。）については、次のとおりとする。

1 配置及び雇用期間

促進員については、労働保険適正加入推進員(以下「推進員」という。)の中から選任して委任・雇用し、本部及び支部に配置する。

雇用期間は平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。

2 促進員の配置数等

加入促進計画等に基づいて、必要な人員を本部及び支部に配置することとする。

本部には4名、各支部には最低3名で計166名、本部・支部計170名を配置する。また、促進員の月稼働日数は15日とし、労働時間は1日7時間45分とする。

3 選任要件等

- (1) 加入勧奨活動を統括する上で、必要な労働保険制度等に関する専門的知識を有する者であること。
- (2) 促進員に選任される者は、誓約書に署名し全国労保連に提出する。
- (3) 本部と連絡調整を確実にを行うことができる支部の責任者1名を、促進員の中から選定する。

4 促進員の業務内容

- (1) 労働保険の未手続事業の把握
- (2) 加入促進計画の策定
- (3) 加入勧奨活動の実施
- (4) 事業主説明会の計画及び実施
- (5) 加入勧奨好事例報告及び加入勧奨好事例の作成
- (6) 推進員に対する加入勧奨指示等の指導・監督等
- (7) 労働保険加入勧奨状況の把握、分析及び報告
- (8) 推進員に支給する調査説明費及び成功報酬費の審査
- (9) 労働保険の適用に関する広報周知
- (10) 推進員に対する研修の実施
- (11) 労働局との連絡業務（協議会の実施等）

※本部に配置する促進員は、本計画書に定める本部業務を行う。

5 促進員の人員配置と日額単価

170名

(1) 本部

4名

促進員の月稼働日数は15日、日額単価は12,000円とする。

(2) 支部

166名

各支部の配置員数は、適用事業数、保険関係成立件数、加入勧奨件数等を考慮して次のとおり配置することとする。

なお、促進員の月稼働日数は15日、日額単価は9,200円とする。

8人 東京

6人 北海道、大阪

5人 神奈川、福岡

4人 埼玉、千葉、新潟、長野、静岡、愛知、京都、兵庫、広島、山口

3人 その他の県(32)

6 活動期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。

ただし、土日祝日を除くすべての平日(12月29日から1月3日は除く)について、本事業を実施するうえで必要な体制を確保することとする。

7 守秘義務

促進員は、委託業務に関して知り得た秘密を委託者の承認なしに他に洩らし、又は、他の目的に使用してはならないものとする。

8 促進員の補充

促進員については、欠員した場合は速やかに補充する。

労働保険適正加入推進員の委任・配置等

支部に配置する加入勧奨等を行う労働保険適正加入推進員（以下「推進員」という。）については、次のとおりとする。

1 委任・配置

本部において委任し、支部に配置する。その際、委任状を交付することとする。委任期間は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。

2 配置人員

加入促進計画等に基づいて、7,200名程度を配置することとする。

3 選任要件等

- (1) 加入勧奨を行う上で必要な労働保険制度等に関する専門的知識を有する者であること。
- (2) 過去に労働保険関係法令に違反したことがないこと。
- (3) 推進員が労働保険事務組合の代表者である場合には、当該事務組合が次のすべての要件を満たしていること。
 - ① 過去に会計事故等がないこと。
 - ② 労働保険料等について、差押等の滞納処分を受けたことがないこと。
- (4) 推進員に委任される者は、誓約書に署名し、全国労保連に提出すること。

4 業務内容

推進員は、支部における促進員の指揮・監督の下、次の業務を行うものとする。

- (1) 事業主等に対する加入勧奨活動及び雇用保険制度の周知等
 - ・労働保険に関する制度等の概要を解説したパンフレット等の配布及び説明
 - ・事業主等に対する労働保険加入に係る趣旨・目的の説明
 - ・申請、届出等に関する義務等の説明
 - ・事業主等に対する雇用保険制度の適正な手続等に関する説明
 - ・労働保険の加入に当たって必要となる関係諸帳簿の整備に関する指導
 - ・労働保険事務組合制度の説明
- (2) 加入勧奨状況報告書の作成・報告
- (3) 加入勧奨の結果、保険関係の成立手続を行う事業主のうち、希望する者に対する適切な労働保険事務組合の紹介
- (4) 支部（促進員）との連絡調整

5 守秘義務

推進員は、委託業務に関して知り得た秘密を委託者の承認なしに他に洩らし、又は、他の目的に使用してはならないものとする。

6 委任の取消

推進員が労働保険加入勧奨状況報告書において虚偽報告を行った場合その他、守秘義務違反等、加入勧奨活動を適切に実施できないと認められる場合は、推進員の委任を取消す

こととする。

7 加入勧奨活動に対する加入勧奨推進費の支給

推進員が加入勧奨を行った場合に、加入勧奨推進費として調査説明費及び成功報酬費を支給する。

その支給基準は別添5のとおりとする。

8 推進員の補充

推進員については、欠員が生じた場合は、速やかに補充する。

協議会実施要領

支部が労働局と実施する「労働保険の未手続事業一掃対策に係る協議会」（以下「協議会」という。）については、この要領により実施することとする。

1 協議会の開催目的

協議会においては、支部が加入勧奨を行う事業と労働局が手続指導等を行う事業の分担を決定することとする。また、支部は労働局と加入勧奨活動についての意見交換を行うとともに、その進捗状況を的確に把握し、効果的な加入勧奨活動の実施に努めることとする。

2 開催時期・内容等

協議会は年間3回開催することとする。

(1) 協議会の構成員

イ 労働局：総務部（労働保険徴収部）長、適用主務課室長等

ロ 支部：統括促進員(支部会長)、促進員責任者、促進員、推進員等

(2) 開催時期（目処）

ア 第1回協議会

平成26年4月（4月実施が困難な場合は可能な限り早期に実施することとする。）

イ 第2回協議会

平成26年9月

ウ 第3回協議会

平成27年3月

※その他、労働局等との協議により適宜開催することとする。

(3) 内容

イ 第1回協議会

第1回協議会において、前年度の未手続事業のうち適用外及び加入済の事業を除いて作成された未手続事業名簿（以下「名簿」という。）に基づき、労働局が手続指導を行う事業と、支部が加入勧奨を行う事業の役割分担を決定する。役割分担については、支部は原則新規に収集した未手続事業を担当し、労働局は、原則前年度からの繰り越し分（前年度の困難事案）及び支部からの移管分（当該年度の困難事案）を担当することとする。

また、支部から労働局への困難事案の取り扱い等についての連絡方法の確認をするとともに、年間を通じての加入勧奨活動について意見交換し、「加入促進計画」を策定し決定することとする。

ロ 第2回協議会

未手続事業名簿（合体版）について、労働局が手続指導を行う事業と、支部（推進員）が加入勧奨を行う事業の役割分担を決定する。

また、進捗状況等の報告、加入勧奨活動についての意見交換を行うこととする。

ハ 第3回協議会

支部における当該年度の加入勧奨活動の実績等を報告し、実施方法等の改善点などを協議し、当該年度の活動を総括することとする。

ニ 労働基準監督署又は公共職業安定所との連携

必要に応じて、支部と労働局との協議会を補完するものとして、実務者レベルでの労働基準監督署・公共職業安定所との協議の場（地区協議会等）を設置する等、支部と労働基準監督署・公共職業安定所との連携を図ることとする。

3 その他

支部は、協議会の協議内容等を本部に報告する。本部は、各支部の協議会の事例を集約し、有効活用等を図る情報伝達体制を整備し、効果的・斉一的な加入勧奨活動を推進する。

加入勧奨推進費支給基準

1 概要

労働保険への加入促進を図るため、労働保険の未手続事業（労災保険及び雇用保険双方の保険関係が成立しているのにもかかわらず、一方の保険加入手続がなされていない事業を含む。以下同じ。）に対し、推進員が加入勧奨を行った場合及び保険関係を成立させた場合に、推進員に対し、加入勧奨推進費として調査説明費及び成功報酬費を支給する。

2 調査説明費の支給要件

(1) 支給対象

調査説明費は、推進員が未手続事業名簿に基づき割り当てられた労働保険の未手続事業に対し加入勧奨を行い、「労働保険加入勧奨状況報告書」（別添 5-1）を提出した場合に支給することとする。

なお、加入勧奨とは、推進員が未手続事業場を直接訪問した場合に限られ、電話や葉書・封書等の郵送による場合は含まれないものとする。

(2) 支給額

調査説明費の支給額は、1事業1回訪問当たり1,296円（消費税96円含む。）とする。

ただし、調査説明費の支給対象となる訪問回数は、1事業当たり2回を限度とする。

3 成功報酬費の支給要件

(1) 成功報酬費は、推進員が加入勧奨を行った結果、未手続事業が労働保険に加入した場合に支給する。その際、雇用保険の保険関係を成立させた場合には、雇用保険の適正な手続が行われたことを確認した上で支給する。

ただし、支部から労働局に移管された事業については、支給しないものとする。

(2) 支給額

成功報酬費の支給額は、次の通りとする。

- ア 一元適用事業で両保険の成立手続を行った事業の場合
9,720円（消費税720円含む。）
- イ 一元適用事業で労災保険の成立手続を行った事業の場合
5,400円（消費税400円含む。）
- ウ 一元適用事業で雇用保険の成立手続を行った事業の場合
4,320円（消費税320円含む。）
- エ 二元適用事業で労災保険の成立手続を行った事業の場合
5,400円（消費税400円含む。）
- オ 二元適用事業で雇用保険の成立手続を行った事業の場合
4,320円（消費税320円含む。）

4 支給手続等

(1) 支給申請

ア 調査説明費

(ア) 推進員は、毎月末日までに「労働保険調査説明費・成功報酬費支給申請書」(以下「申請書」という。)(別添 5-2)に「労働保険加入勸奨状況報告書」を添付して支部へ提出することとする。

(イ) 支部は、推進員から提出のあった申請書等について一次審査を行い、支給要件に合致したものについて、翌月 7 日までに本部へ送付することとする。

イ 成功報酬費

(ア) 推進員は、毎月末日までに申請書に事業主又は事務組合が行った「保険関係成立届」の写し(雇用保険の保険関係を成立させた場合には、「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写し、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)」の写しも併せて添付)を添付して支部へ提出することとする。

(イ) 支部は、推進員から提出された申請書等について一次審査を行い、支給要件に合致したものについて、翌月 7 日までに本部へ送付することとする。

(2) 振込

本部は、前記(1)の支給申請があった場合、内容を二次審査した上で適正であると認められるものについて支給決定し、四半期毎に支給対象推進員の指定する金融機関の口座に支給額を振り込むこととする。

労働保険加入勧奨状況報告書

平成 年 月 日

推進員氏名	㊦	推進員番号					
所属事務組合名	事務組合整理番号			-			
事業場名	代表者名						
所在地	〒		電話番号	-	-		
加入済の労働保険	1 無	2 有	労災保険 (成立年月日 平成 年 月 日) 雇用保険 (成立年月日 平成 年 月 日)				
事業の概要	労働者数 (アルバイトも含む)				人		
	雇用保険		一般・短期・高齢		人		
	被保険者数		日雇		人		
			免除対象高齢労働者数		人		
事業の種類	賃金の見込額		円				
第三者から聴取した内容及び聴取先							
注) 上記太枠の記入項目について、当該事業場から聴取できなかった場合は、第三者から聴取した内容でも可とする。							
訪問年月日	平成	年	月	日	(時頃)	対応者氏名	
訪問記録 (一回目)	1 成立手続の見込みである (月)		① 事務委託する		② 個別で手続をする		
	2 加入勧奨を行ったが、成立手続の見込みが不明						
	(1) 未手続の理由等 (必ず記入して下さい。複数回答可。)						
	イ. 保険料の負担が大変		ヘ. 加入の必要を感じない		}		
ロ. 制度の理解が不十分		ト. 社労士・税理士等に相談する					
ハ. 事務処理が困難		チ. その他 (具体的に)					
ニ. 労働者が入りたがらない							
ホ. 他が加入したら考える							
(2) 今後の対応							
① 加入勧奨を継続する		}					
② 加入勧奨を断念する							
(2)の理由: (別紙可)							
3 加入勧奨対象外事業 (具体的に)							
イ. 適用済 ロ. 廃止 ハ. 労働者がいない ニ. その他							
訪問年月日	平成	年	月	日	(時頃)	対応者氏名	
訪問記録 (二回目)	1 成立手続の見込みである (月)		① 事務委託する		② 個別で手続をする		
	2 加入勧奨を行ったが、成立手続の見込みが不明						
	(1) 未手続の理由等 (必ず記入して下さい。複数回答可。)						
	イ. 保険料の負担が大変		ヘ. 加入の必要を感じない		}		
ロ. 制度の理解が不十分		ト. 社労士・税理士等に相談する					
ハ. 事務処理が困難		チ. その他 (具体的に)					
ニ. 労働者が入りたがらない							
ホ. 他が加入したら考える							
(2) 特記事項							
3 加入勧奨対象外事業 (具体的に)							
イ. 適用済 ロ. 廃止 ハ. 労働者がいない ニ. その他							
総訪問回数	回						

労働保険調査説明費・成功報酬費支給申請書

平成 年 月 日

(一社)全国労働保険事務組合連合会 会長 殿

所属事務組合名

事務組合整理番号

労働保険適正加入推進員 印

推進員番号

平成 年度 月分として労働保険加入勧奨状況を報告するとともに、労働保険調査説明費・成功報酬費の支給を申請します。

記

調査説明費支給申請欄	
労働保険調査説明回数	申請金額
<input type="text"/> 回	× 1,296 円 = <input type="text"/> 円 <small>(消費税額96円を含む)</small>
別添「労働保険加入勧奨状況報告書(正)」のとおりに	

成功報酬費支給申請欄	
労働保険成立手続事業件数	申請金額
① 一元適用事業で労災保険及び雇用保険の成立手続を行った事業 <input type="text"/> 件	① × 9,720 円 = <input type="text"/> 円 <small>(消費税額720円を含む)</small>
② 一元適用事業で労災保険の成立手続を行った事業 <input type="text"/> 件	② × 5,400 円 = <input type="text"/> 円 <small>(消費税額400円を含む)</small>
③ 一元適用事業で雇用保険の成立手続を行った事業 <input type="text"/> 件	③ × 4,320 円 = <input type="text"/> 円 <small>(消費税額320円を含む)</small>
④ 二元適用事業で労災保険の成立手続を行った事業 <input type="text"/> 件	④ × 5,400 円 = <input type="text"/> 円 <small>(消費税額400円を含む)</small>
⑤ 二元適用事業で雇用保険の成立手続を行った事業 <input type="text"/> 件	⑤ × 4,320 円 = <input type="text"/> 円 <small>(消費税額320円を含む)</small>
⑥ 合計 <input type="text"/> 件 <small>(①+②+③+④+⑤)</small>	⑥ 合計 <input type="text"/> 円 <small>(①+②+③+④+⑤)</small>

別添「保険関係成立届」(写)、「雇用保険適用事業所設置届事業主控」(写)及び「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)」(写)のとおりに

訪問回数 状況欄	総訪問回数合計 <input type="text"/> 回 <small>(様式第4号「総訪問回数」欄の合計)</small>
-------------	---

事業主説明会の開催について

1 概要

支部は、中小零細事業主に対して、労働保険の適正加入を促す観点から、労働保険制度の趣旨・概要・適正な加入手続について、中小零細事業主のニーズやその時々重点事項等を踏まえながら、事業主説明会を開催する。

2 対象事業及び参加事業数

事業主説明会の対象事業は、加入勧奨を実施する未手続事業とする。

加入勧奨を実施するもののうち、10,000事業以上の出席を目標として、事業主が参加しやすい場所で開催する等、支部において必要な回数を実施することとする。

なお、開催回数については、開催する説明会の規模（参加事業主の数）に応じて、必要な数の事業主の参加を得られるよう、適宜設定することとする。

また、事業主説明会は、支部主催の説明会の他、他の機関とも連携（例えば、商工会議所等が行う事業主説明会等、事業主が集まる場を活用して必要な周知を行う。）して実施することとする。

3 説明項目等

支部は、労働局・労働基準監督署及び公共職業安定所（以下「労働局等」という。）と連携しつつ、推進員の協力を得ながら事業主説明会を実施することとする。

事業主説明会においては、労働保険制度（労働保険事務組合制度、労災保険の特別加入制度、雇用保険の加入手続を含む。）に精通した者（社会保険労務士・支部ベテラン促進員等）が、説明を行うこととする。

また、事業主説明会の趣旨に合致した説明項目の詳細については、労働局等と事前に協議して定めることとする。

4 説明会資料

本部が作成する周知パンフレット等を効果的に使用することとする。

5 旅費

旅費等については、国家公務員等の旅費支給規定に準じて作成された、全国労保連の「労働保険加入促進業務経理処理マニュアル」の中の「旅費に関する取扱要領」に基づき、支給する。

6 その他

説明会では、事業主に対してモニタリング調査を行い、事業主説明会の改善につなげる。

推進員に対する研修実施要領

各支部において地域の実情を勘案し、次のとおり推進員に対する研修を実施するものとする。

1 目的

推進員を対象に、「労働保険の未手続事業一掃対策」に対する理解を深めるとともに、加入勧奨活動の質的向上を図り、効果的な加入勧奨活動を実施するための研修を実施することとする。

2 研修回数等

各支部年1回、推進員全員（7,200名）の受講を目標として、研修会を開催する。なお、地域の実情を勘案し、予算の範囲内で2回以上設定することも可能とする。

3 研修会場

受講者の利便性・経済性を考慮し、予算の範囲内で公共の施設及び労働局会議室等を会場として利用する。

4 開催時期

平成26年9月を目途に開催する。

5 研修内容

労働保険の未手続事業一掃対策の意義、加入勧奨活動の手法（戸別訪問の実施方法、事業主からの質問・照会への対応、事業主等との接遇等）、労働保険適用徴収関係、雇用保険関係、労災保険関係、労働保険事務組合関係、その他加入勧奨活動と雇用保険加入手続に必要な知識等及び労働関係諸制度を研修内容とする。

6 講師

労働局と連携協力のもと、研修内容により労働行政及び労働関係団体等に講師の派遣を依頼する。

7 報告

各支部は所定様式により、研修結果を本部に報告する。

平成27年度 労働保険加入促進業務実施計画

平成27年度の労働保険加入促進業務については、「入札説明書 労働保険加入促進業務」及び「労働保険加入促進業務における民間競争入札実施要項」に基づき、次のとおり実施する。

1 目的

労働保険は、強制加入保険であるにもかかわらず、未だ中小零細事業を中心に未手続事業が多く存在している。

この状態は、労働保険の健全運営及び労働者の適正なる保護を阻害することとなるため、労働保険の未手続事業を対象に、加入勧奨活動等の業務を実施することにより、その解消を図るものである。

また、加入勧奨活動により雇用保険に係る保険関係が成立した適用事業については、労働保険関係成立届等労働保険の成立手続の他、雇用保険の事業所に関する届出並びに雇用する労働者（被保険者）に関する届出等雇用保険の加入手続が必要となるが、被保険者の適用範囲が拡大されてきたこと等から、届出洩れがある状況が見受けられるため、未手続事業の解消と併せて、これらの届出の履行を確保することにより、労働保険の適正加入の促進を図ることとする。

2 実施期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日

3 業務目標

- | | |
|-------------------------------------|---------|
| (1) 未手続事業情報収集目標件数 | 50,000件 |
| 内40,000件については9月末迄収集 | |
| (労働局提供20,000件と合わせて計70,000件の未手続事業情報) | |
| (2) 加入勧奨実施目標件数 | 70,000件 |
| (3) 保険関係成立目標件数 | 32,000件 |
| (4) 雇用保険手続目標件数 | 16,000件 |

なお詳細な業務目標については、別添1の通りである。

4 実施体制

- (1) (一社)全国労働保険事務組合連合会（以下「全国労保連」という。）の東京の本部組織（以下「本部」という。）、及び都道府県の地方事務所（以下「支部」という。）（47所）で実施する。
- (2) 当該業務の実施に当たり、本部に労働保険適正加入促進員（以下「促進員」という。）4名と支部に促進員166名の計170名を、契約開始日より配置する。

また、労働保険制度等について専門的知識を有する者（労働保険適正加入推進員（以下「推進員」という。））として全国に7,200名程度配置し、さらに円滑に業務を進める為に、本部・支部にPC・プリンター・FAX・コピー機・電話等の必要な機器を配備する。なお、促進員の配置・業務内容等については別添2により、推進員の選任要件・業務内容等については別添3により行うこととする。

5 業務の内容

実施する業務の内容は、次のとおりである。

(1) 未手続事業情報の把握及び未手続事業名簿の作成

推進員が独自調査等により収集する分と、支部が事業主団体等の協力やNTT等の事業場情報購入などにより収集する分を合わせて、未手続事業情報に係る50,000件を収集する。

また、都道府県労働局（以下「労働局」という。）から提供される未手続事業情報20,000件を有効活用し、それらも合わせて未手続事業名簿を作成・管理する。

なお、全国労保連で収集する50,000件の80%にあたる40,000件については9月末までに収集し、本部は厚生労働省労働保険徴収課に報告する。また、支部では当該年度の困難事案等については、適時労働局へ報告し、年度末には支部から労働局へ未手続事業情報の次期繰越分として報告する。

(2) 「労働保険の未手続事業一掃対策に係る協議会」（以下「協議会」という。）の開催

未手続事業に対する加入促進を効果的に実施するため、支部は労働局と年3回の協議会を開催する。

協議会においては、上記（1）の未手続事業名簿に基づき、未手続事業名簿の役割分担、進捗状況の報告、意見交換等を行う。

なお、協議会実施要領は、別添4のとおりである。

(3) 加入勧奨活動の実施

支部に配置した推進員は、事業場を直接訪問し加入勧奨活動を行うこととする。加入勧奨活動は推進員が対象事業場へ直接赴き、事業主に対してパンフレット等を活用し、加入促進の趣旨・目的、労働保険制度（労働保険事務組合制度、労災保険の特別加入制度、雇用保険の加入手続を含む。以下同じ。）の趣旨・概要・適正な加入手続について説明し、理解を得る等の方法により実施することとする。また、支部は推進員毎に、加入勧奨に係る目標値70,000件を設定・管理し、加入勧奨活動の業務目標達成を図るものとする。

なお、推進員が加入勧奨活動を行う際には、厚生労働省の承認を得て、当法人が加入勧奨業務を行う旨の厚生労働省の印章を付した全国労保連会長が交付する身分証を携帯することとする。また、加入勧奨活動の実施状況を事業場毎に整理した「労働保険加入勧奨状況報告書」を作成し、支部に報告することとする。

(4) 推進員に対する加入勧奨推進費の支給

本部は、支部からの報告に基づく、調査説明費及び成功報酬費（以下「加入勧奨推進費」という。）を審査後支給決定し、支給する。

なお、加入勸奨推進費の支給については、別添5のとおりとする。

(5) 加入勸奨実施状況の報告

イ 加入促進計画に基づく推進員による加入勸奨活動の実施状況を把握し（前記（3）で推進員が作成・報告する「労働保険加入勸奨状況報告書」等から把握。）、労働保険加入促進業務委託契約書に基づき厚生労働省に報告することとする。

ロ 報告回数は、原則年2回（上半期・下半期）とする。

報告期限は、上半期分を平成27年10月末日、下半期分を平成28年3月31日とする。

ただし、厚生労働省から要求があったときは、要求のあった日から20日以内に提出することとする。

(6) 加入勸奨好事例集及び未手続の理由別状況報告書の作成

加入勸奨活動の結果、保険関係の成立に至った未手続事業に関する加入勸奨活動の分析を行い、加入勸奨好事例集を作成することとする。

また、加入勸奨活動を実施したにもかかわらず、保険関係成立の手続を取らない未手続事業について、未手続の理由等の分析を行い、未手続の理由別状況報告書を作成することとする。

(7) 加入勸奨実施状況の労働局と厚生労働省への報告

加入勸奨の結果、保険関係成立の手続を行わない事業については、都道府県毎に定期的に取りまとめて、「労働保険加入勸奨状況報告書」の写しを労働局へ提供するとともに、当該年度の未手続事業名簿は労働局と厚生労働省に報告することとする。

また、当該年度終了時には、困難事案等の未手続事業名簿を労働局へ次期繰越分として提供する。

(8) 事業主説明会の開催

労働保険制度の趣旨・概要・適正な加入手続について理解を深め、労働保険の適正な手続の履行確保を図るため、事業主説明会を10,000事業主以上の出席を目途に開催することとする。

事業主説明会の開催は、別添6により行うこととする。

(9) 労働保険加入促進業務に係るブロック会議の開催

本業務を効果的・効率的に実施するため、労働保険加入促進業務に係るブロック会議を6地域でそれぞれ1回9月～10月に開催し、各支部における事業の進捗状況や取組の現状と問題点について意見交換等を行う。

(10) 全国労働保険適正加入促進会議の開催

厚生労働省が実施する「労働保険適用促進強化期間」に合わせて、「全国労働保険適正加入促進会議」を11月に開催し、ブロック会議での意見交換の結果を踏まえて、加入促進業務への取組意欲の向上、労働保険制度の普及・啓発、及び労働保険事務組合制度の周知に努めることとする。

(11) 責任者研修会の開催(本部において実施)

加入勸奨活動を効果的・全国斉一的に実施するため、支部責任者を対象とした研修会を4月と11月に開催することとする。

(12) 推進員に対する研修（支部において実施）

推進員を対象に、「労働保険の未手続事業一掃対策」に対する理解を深めるとともに、加入勧奨活動の質的向上を図り、効果的な加入勧奨活動を実施するための研修を実施することとする。

なお、研修実施要領は、別添7のとおりとする。

(13) 加入促進計画の策定及び目標管理

支部は加入促進計画を策定し、業務目標の達成に向けて取り組むとともに、労働保険加入推進委員会において、目標管理を徹底し、業務の改善を図ることとする。

(14) 個人情報等の情報管理の徹底

個人情報保護法を基本に、本部・支部において保管している個人情報等につき、その取扱いに係る規程等を設けるとともに、情報漏洩防止措置を図り、適切に保護し、管理することとする。

(15) 相談窓口の設置

本部・支部に労働保険相談窓口を設置し、活動日・活動時間は常時1名経験者を配置し、専用相談電話でもって事務組合及び事業主からの質問・照会に対応することとする。

(16) その他本業務を遂行する上で必要な次の業務

ア マニュアル等の作成

加入勧奨業務を円滑に実施するため、取扱手引・加入勧奨実施マニュアル等を作成し、4月を目途に推進員に配布することとする。また、全国労保連のHPより、推進員が適時マニュアル類をダウンロード可能とする。

イ 推進員に対する補償

加入勧奨活動中の事故に対応するため、推進員を傷害保険に加入させることとする。

ウ その他必要な業務

その他、厚生労働省との協議又は本業務を遂行する上で、必要な業務を行うこととする。

平成27年度 加入促進業務の加入勧奨実施目標等

区分 支部	未手続事業把握件数		加入勧奨実施 事業数	保険関係 成立件数	雇用保険 手続件数	促進員数	推進員数
	9月末						
01北海道	1,480	1,850	2,400	1,290	645	6	465
02青森	424	530	800	330	165	3	90
03岩手	424	530	720	330	165	3	110
04宮城	688	860	1,320	620	310	3	120
05秋田	424	530	510	240	120	3	80
06山形	376	470	650	300	150	3	100
07福島	728	910	1,460	650	325	3	180
08茨城	1,112	1,390	1,620	900	450	3	230
09栃木	568	710	900	400	200	3	120
10群馬	704	880	1,230	600	300	3	160
11埼玉	1,512	1,890	2,300	1,240	620	4	195
12千葉	1,376	1,720	2,450	1,300	650	4	165
13東京	4,728	5,910	8,000	4,440	2,220	8	490
14神奈川	2,096	2,620	3,770	1,640	820	5	240
15新潟	1,032	1,290	2,180	850	425	4	240
16富山	392	490	830	340	170	3	95
17石川	440	550	1,000	370	185	3	90
18福井	328	410	680	290	145	3	90
19山梨	328	410	750	260	130	3	100
20長野	824	1,030	1,620	680	340	4	270
21岐阜	704	880	1,100	540	270	3	130
22静岡	1,208	1,510	2,700	1,020	510	4	215
23愛知	2,048	2,560	3,100	1,400	700	4	300
24三重	584	730	920	470	235	3	80
25滋賀	448	560	950	340	170	3	105
26京都	936	1,170	1,680	710	355	4	200
27大阪	3,112	3,890	4,250	2,180	1,090	6	290
28兵庫	1,424	1,780	3,050	1,080	540	4	255
29奈良	344	430	530	200	100	3	60
30和歌山	352	440	710	270	135	3	70
31鳥取	208	260	410	170	85	3	60
32島根	240	300	350	170	85	3	45
33岡山	632	790	1,100	500	250	3	135
34広島	992	1,240	2,000	790	395	4	255
35山口	576	720	900	500	250	4	140
36徳島	336	420	590	220	110	3	90
37香川	360	450	550	280	140	3	65
38愛媛	528	660	700	410	205	3	115
39高知	256	320	470	220	110	3	70
40福岡	1,536	1,920	3,050	1,230	615	5	240
41佐賀	272	340	620	180	90	3	90
42長崎	512	640	660	340	170	3	120
43熊本	712	890	1,200	430	215	3	125
44大分	408	510	620	300	150	3	70
45宮崎	344	430	670	250	125	3	75
46鹿児島	488	610	1,090	390	195	3	100
47沖縄	456	570	840	340	170	3	70
合計	40,000	50,000	70,000	32,000	16,000	166	7,200

労働保険適正加入促進員の配置等

労働保険加入促進業務の実施に当たり、本部及び支部において当業務を的確に実施するための要員として配置する労働保険適正加入促進員（以下「促進員」という。）については、次のとおりとする。

1 配置及び雇用期間

促進員については、労働保険適正加入推進員(以下「推進員」という。)の中から選任して委任・雇用し、本部及び支部に配置する。

雇用期間は平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。

2 促進員の配置数等

加入促進計画等に基づいて、必要な人員を本部及び支部に配置することとする。

本部には4名、各支部には最低3名で計166名、本部・支部計170名を配置する。また、促進員の月稼働日数は15日とし、労働時間は1日7時間45分とする。

3 選任要件等

- (1) 加入勧奨活動を統括する上で、必要な労働保険制度等に関する専門的知識を有する者であること。
- (2) 促進員に選任される者は、誓約書に署名し全国労保連に提出する。
- (3) 本部と連絡調整を確実にを行うことができる支部の責任者1名を、促進員の中から選定する。

4 促進員の業務内容

- (1) 労働保険の未手続事業の把握
- (2) 加入促進計画の策定
- (3) 加入勧奨活動の実施
- (4) 事業主説明会の計画及び実施
- (5) 加入勧奨好事例報告及び加入勧奨好事例の作成
- (6) 推進員に対する加入勧奨指示等の指導・監督等
- (7) 労働保険加入勧奨状況の把握、分析及び報告
- (8) 推進員に支給する調査説明費及び成功報酬費の審査
- (9) 労働保険の適用に関する広報周知
- (10) 推進員に対する研修の実施
- (11) 労働局との連絡業務（協議会の実施等）

※本部に配置する促進員は、本計画書に定める本部業務を行う。

5 促進員の人員配置と日額単価

170名

(1) 本部

4名

促進員の月稼働日数は15日、日額単価は12,000円とする。

(2) 支部

166名

各支部の配置員数は、適用事業数、保険関係成立件数、加入勧奨件数等を考慮して次のとおり配置することとする。

なお、促進員の月稼働日数は15日、日額単価は9,200円とする。

8人 東京

6人 北海道、大阪

5人 神奈川、福岡

4人 埼玉、千葉、新潟、長野、静岡、愛知、京都、兵庫、広島、山口

3人 その他の県(32)

6 活動期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。

ただし、土日祝日を除くすべての平日(12月29日から1月3日は除く)について、本事業を実施するうえで必要な体制を確保することとする。

7 守秘義務

促進員は、委託業務に関して知り得た秘密を委託者の承認なしに他に洩らし、又は、他の目的に使用してはならないものとする。

8 促進員の補充

促進員については、欠員した場合は速やかに補充する。

労働保険適正加入推進員の委任・配置等

支部に配置する加入勧奨等を行う労働保険適正加入推進員（以下「推進員」という。）については、次のとおりとする。

1 委任・配置

本部において委任し、支部に配置する。その際、委任状を交付することとする。委任期間は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。

2 配置人員

加入促進計画等に基づいて、7,200名程度を配置することとする。

3 選任要件等

- (1) 加入勧奨を行う上で必要な労働保険制度等に関する専門的知識を有する者であること。
- (2) 過去に労働保険関係法令に違反したことがないこと。
- (3) 推進員が労働保険事務組合の代表者である場合には、当該事務組合が次のすべての要件を満たしていること。
 - ① 過去に会計事故等がないこと。
 - ② 労働保険料等について、差押等の滞納処分を受けたことがないこと。
- (4) 推進員に委任される者は、誓約書に署名し、全国労保連に提出すること。

4 業務内容

推進員は、支部における促進員の指揮・監督の下、次の業務を行うものとする。

- (1) 事業主等に対する加入勧奨活動及び雇用保険制度の周知等
 - ・労働保険に関する制度等の概要を解説したパンフレット等の配布及び説明
 - ・事業主等に対する労働保険加入に係る趣旨・目的の説明
 - ・申請、届出等に関する義務等の説明
 - ・事業主等に対する雇用保険制度の適正な手続等に関する説明
 - ・労働保険の加入に当たって必要となる関係諸帳簿の整備に関する指導
 - ・労働保険事務組合制度の説明
- (2) 加入勧奨状況報告書の作成・報告
- (3) 加入勧奨の結果、保険関係の成立手続を行う事業主のうち、希望する者に対する適切な労働保険事務組合の紹介
- (4) 支部（促進員）との連絡調整

5 守秘義務

推進員は、委託業務に関して知り得た秘密を委託者の承認なしに他に洩らし、又は、他の目的に使用してはならないものとする。

6 委任の取消

推進員が労働保険加入勧奨状況報告書において虚偽報告を行った場合その他、守秘義務違反等、加入勧奨活動を適切に実施できないと認められる場合は、推進員の委任を取消す

こととする。

7 加入勧奨活動に対する加入勧奨推進費の支給

推進員が加入勧奨を行った場合に、加入勧奨推進費として調査説明費及び成功報酬費を支給する。

その支給基準は別添5のとおりとする。

8 推進員の補充

推進員については、欠員が生じた場合は、速やかに補充する。

協議会実施要領

支部が労働局と実施する「労働保険の未手続事業一掃対策に係る協議会」（以下「協議会」という。）については、この要領により実施することとする。

1 協議会の開催目的

協議会においては、支部が加入勧奨を行う事業と労働局が手続指導等を行う事業の分担を決定することとする。また、支部は労働局と加入勧奨活動についての意見交換を行うとともに、その進捗状況を的確に把握し、効果的な加入勧奨活動の実施に努めることとする。

2 開催時期・内容等

協議会は年間3回開催することとする。

(1) 協議会の構成員

イ 労働局：総務部（労働保険徴収部）長、適用主務課室長等

ロ 支部：統括促進員(支部会長)、促進員責任者、促進員、推進員等

(2) 開催時期（目処）

ア 第1回協議会

平成27年4月（4月実施が困難な場合は可能な限り早期に実施することとする。）

イ 第2回協議会

平成27年9月

ウ 第3回協議会

平成28年3月

※その他、労働局等との協議により適宜開催することとする。

(3) 内容

イ 第1回協議会

第1回協議会において、前年度の未手続事業のうち適用外及び加入済の事業を除いて作成された未手続事業名簿（以下「名簿」という。）に基づき、労働局が手続指導を行う事業と、支部が加入勧奨を行う事業の役割分担を決定する。役割分担については、支部は原則新規に収集した未手続事業を担当し、労働局は、原則前年度からの繰り越し分（前年度の困難事案）及び支部からの移管分（当該年度の困難事案）を担当することとする。

また、支部から労働局への困難事案の取り扱い等についての連絡方法の確認をするとともに、年間を通じての加入勧奨活動について意見交換し、「加入促進計画」を策定し決定することとする。

ロ 第2回協議会

未手続事業名簿（合体版）について、労働局が手続指導を行う事業と、支部（推進員）が加入勧奨を行う事業の役割分担を決定する。

また、進捗状況等の報告、加入勧奨活動についての意見交換を行うこととする。

ハ 第3回協議会

支部における当該年度の加入勧奨活動の実績等を報告し、実施方法等の改善点などを協議し、当該年度の活動を総括することとする。

ニ 労働基準監督署又は公共職業安定所との連携

必要に応じて、支部と労働局との協議会を補完するものとして、実務者レベルでの労働基準監督署・公共職業安定所との協議の場（地区協議会等）を設置する等、支部と労働基準監督署・公共職業安定所との連携を図ることとする。

3 その他

支部は、協議会の協議内容等を本部に報告する。本部は、各支部の協議会の事例を集約し、有効活用等を図る情報伝達体制を整備し、効果的・斉一的な加入勧奨活動を推進する。

加入勧奨推進費支給基準

1 概要

労働保険への加入促進を図るため、労働保険の未手続事業（労災保険及び雇用保険双方の保険関係が成立しているのにもかかわらず、一方の保険加入手続がなされていない事業を含む。以下同じ。）に対し、推進員が加入勧奨を行った場合及び保険関係を成立させた場合に、推進員に対し、加入勧奨推進費として調査説明費及び成功報酬費を支給する。

2 調査説明費の支給要件

(1) 支給対象

調査説明費は、推進員が未手続事業名簿に基づき割り当てられた労働保険の未手続事業に対し加入勧奨を行い、「労働保険加入勧奨状況報告書」（別添 5-1）を提出した場合に支給することとする。

なお、加入勧奨とは、推進員が未手続事業場を直接訪問した場合に限られ、電話や葉書・封書等の郵送による場合は含まれないものとする。

(2) 支給額

調査説明費の支給額は、1事業1回訪問当たり1,296円（消費税96円含む。）とする。

ただし、調査説明費の支給対象となる訪問回数は、1事業当たり2回を限度とする。

3 成功報酬費の支給要件

(1) 成功報酬費は、推進員が加入勧奨を行った結果、未手続事業が労働保険に加入した場合に支給する。その際、雇用保険の保険関係を成立させた場合には、雇用保険の適正な手続が行われたことを確認した上で支給する。

ただし、支部から労働局に移管された事業については、支給しないものとする。

(2) 支給額

成功報酬費の支給額は、次の通りとする。

- ア 一元適用事業で両保険の成立手続を行った事業の場合
9,720円（消費税720円含む。）
- イ 一元適用事業で労災保険の成立手続を行った事業の場合
5,400円（消費税400円含む。）
- ウ 一元適用事業で雇用保険の成立手続を行った事業の場合
4,320円（消費税320円含む。）
- エ 二元適用事業で労災保険の成立手続を行った事業の場合
5,400円（消費税400円含む。）
- オ 二元適用事業で雇用保険の成立手続を行った事業の場合
4,320円（消費税320円含む。）

4 支給手続等

(1) 支給申請

ア 調査説明費

(ア) 推進員は、毎月末日までに「労働保険調査説明費・成功報酬費支給申請書」(以下「申請書」という。)(別添 5-2)に「労働保険加入勧奨状況報告書」を添付して支部へ提出することとする。

(イ) 支部は、推進員から提出のあった申請書等について一次審査を行い、支給要件に合致したものについて、翌月7日までに本部へ送付することとする。

イ 成功報酬費

(ア) 推進員は、毎月末日までに申請書に事業主又は事務組合が行った「保険関係成立届」の写し(雇用保険の保険関係を成立させた場合には、「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写し、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)」の写しも併せて添付)を添付して支部へ提出することとする。

(イ) 支部は、推進員から提出された申請書等について一次審査を行い、支給要件に合致したものについて、翌月7日までに本部へ送付することとする。

(2) 振込

本部は、前記(1)の支給申請があった場合、内容を二次審査した上で適正であると認められるものについて支給決定し、四半期毎に支給対象推進員の指定する金融機関の口座に支給額を振り込むこととする。

労働保険加入勧奨状況報告書

平成 年 月 日

推進員氏名	㊟	推進員番号	
所属事務組合名		事務組合整理番号	-
事業場名	代表者名		
所在地	〒	電話番号	- -
加入済の労働保険	1 無 2 有	労災保険 (成立年月日 平成 年 月 日) 雇用保険 (成立年月日 平成 年 月 日)	
事業の概要	労働者数 (アルバイトも含む)		人
	雇用保険被保険者数	一般・短期・高齢日雇	人
		免除対象高齢労働者数	人
事業の種類	賃金の見込額		円
第三者から聴取した内容及び聴取先			
注) 上記太枠の記入項目について、当該事業場から聴取できなかった場合は、第三者から聴取した内容でも可とする。			
訪問年月日	平成 年 月 日 (時頃)	対応者氏名	
訪問記録 (二回目)	1 成立手続の見込みである (月)		① 事務委託する ② 個別で手続をする
	2 加入勧奨を行ったが、成立手続の見込みが不明 (1) 未手続の理由等 (必ず記入して下さい。複数回答可。)		
	イ. 保険料の負担が大変 ヘ. 加入の必要を感じない ロ. 制度の理解が不十分 ト. 社労士・税理士等に相談する ハ. 事務処理が困難 チ. その他 (具体的に) ニ. 労働者が入りたがらない ホ. 他が加入したら考える		
	(2) 今後の対応 (②の理由: (別紙可)) ① 加入勧奨を継続する ② 加入勧奨を断念する		
3 加入勧奨対象外事業 (具体的に) イ. 適用済 ロ. 廃止 ハ. 労働者がいない ニ. その他			
訪問年月日	平成 年 月 日 (時頃)	対応者氏名	
訪問記録 (三回目)	1 成立手続の見込みである (月)		① 事務委託する ② 個別で手続をする
	2 加入勧奨を行ったが、成立手続の見込みが不明 (1) 未手続の理由等 (必ず記入して下さい。複数回答可。)		
	イ. 保険料の負担が大変 ヘ. 加入の必要を感じない ロ. 制度の理解が不十分 ト. 社労士・税理士等に相談する ハ. 事務処理が困難 チ. その他 (具体的に) ニ. 労働者が入りたがらない ホ. 他が加入したら考える		
	(2) 特記事項		
3 加入勧奨対象外事業 (具体的に) イ. 適用済 ロ. 廃止 ハ. 労働者がいない ニ. その他			
総訪問回数	回		

労働保険調査説明費・成功報酬費支給申請書

平成 年 月 日

(一社)全国労働保険事務組合連合会 会長 殿

所属事務組合名

事務組合整理番号

労働保険適正加入推進員 ㊦

推進員番号

平成 年度 月分として労働保険加入勧奨状況を報告するとともに、労働保険調査説明費・成功報酬費の支給を申請します。

記

調査説明費支給申請欄	
労働保険調査説明回数	申請金額
<input style="width: 80%;" type="text"/> 回	$\times 1,296 \text{ 円} =$ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 <small>(消費税額96円を含む)</small>
別添「労働保険加入勧奨状況報告書(正)」のとおり	

成功報酬費支給申請欄	
労働保険成立手続事業件数	申請金額
① 一元適用事業で労災保険及び雇用保険の成立手続を行った事業 <input style="width: 80%;" type="text"/> 件	$\text{①} \times 9,720 \text{ 円} =$ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 <small>(消費税額720円を含む)</small>
② 一元適用事業で労災保険の成立手続を行った事業 <input style="width: 80%;" type="text"/> 件	$\text{②} \times 5,400 \text{ 円} =$ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 <small>(消費税額400円を含む)</small>
③ 一元適用事業で雇用保険の成立手続を行った事業 <input style="width: 80%;" type="text"/> 件	$\text{③} \times 4,320 \text{ 円} =$ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 <small>(消費税額320円を含む)</small>
④ 二元適用事業で労災保険の成立手続を行った事業 <input style="width: 80%;" type="text"/> 件	$\text{④} \times 5,400 \text{ 円} =$ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 <small>(消費税額400円を含む)</small>
⑤ 二元適用事業で雇用保険の成立手続を行った事業 <input style="width: 80%;" type="text"/> 件	$\text{⑤} \times 4,320 \text{ 円} =$ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 <small>(消費税額320円を含む)</small>
⑥ 合計 <input style="width: 80%;" type="text"/> 件 <small>(①+②+③+④+⑤)</small>	⑥ 合計 <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 <small>(①+②+③+④+⑤)</small>
別添「保険関係成立届」(写)、「雇用保険適用事業所設置届事業主控」(写)及び「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)」(写)のとおり	

訪問回数状況欄	総訪問回数合計 <input style="width: 80%;" type="text"/> 回 <small>(様式第4号「総訪問回数」欄の合計)</small>
---------	---

事業主説明会の開催について

1 概要

支部は、中小零細事業主に対して、労働保険の適正加入を促す観点から、労働保険制度の趣旨・概要・適正な加入手続について、中小零細事業主のニーズやその時々重点事項等を踏まえながら、事業主説明会を開催する。

2 対象事業及び参加事業数

事業主説明会の対象事業は、加入勧奨を実施する未手続事業とする。

加入勧奨を実施するもののうち、10,000事業以上の出席を目標として、事業主が参加しやすい場所で開催する等、支部において必要な回数を実施することとする。

なお、開催回数については、開催する説明会の規模（参加事業主の数）に応じて、必要な数の事業主の参加を得られるよう、適宜設定することとする。

また、事業主説明会は、支部主催の説明会の他、他の機関とも連携（例えば、商工会議所等が行う事業主説明会等、事業主が集まる場を活用して必要な周知を行う。）して実施することとする。

3 説明項目等

支部は、労働局・労働基準監督署及び公共職業安定所（以下「労働局等」という。）と連携しつつ、推進員の協力を得ながら事業主説明会を実施することとする。

事業主説明会においては、労働保険制度（労働保険事務組合制度、労災保険の特別加入制度、雇用保険の加入手続を含む。）に精通した者（社会保険労務士・支部ベテラン促進員等）が、説明を行うこととする。

また、事業主説明会の趣旨に合致した説明項目の詳細については、労働局等と事前に協議して定めることとする。

4 説明会資料

本部が作成する周知パンフレット等を効果的に使用することとする。

5 旅費

旅費等については、国家公務員等の旅費支給規定に準じて作成された、全国労保連の「労働保険加入促進業務経理処理マニュアル」の中の「旅費に関する取扱要領」に基づき、支給する。

6 その他

説明会では、事業主に対してモニタリング調査を行い、事業主説明会の改善につなげる。

推進員に対する研修実施要領

各支部において地域の実情を勘案し、次のとおり推進員に対する研修を実施するものとする。

1 目的

推進員を対象に、「労働保険の未手続事業一掃対策」に対する理解を深めるとともに、加入勧奨活動の質的向上を図り、効果的な加入勧奨活動を実施するための研修を実施することとする。

2 研修回数等

各支部年1回、推進員全員（7,200名）の受講を目標として、研修会を開催する。なお、地域の実情を勘案し、予算の範囲内で2回以上設定することも可能とする。

3 研修会場

受講者の利便性・経済性を考慮し、予算の範囲内で公共の施設及び労働局会議室等を会場として利用する。

4 開催時期

平成27年9月を目途に開催する。

5 研修内容

労働保険の未手続事業一掃対策の意義、加入勧奨活動の手法（戸別訪問の実施方法、事業主からの質問・照会への対応、事業主等との接遇等）、労働保険適用徴収関係、雇用保険関係、労災保険関係、労働保険事務組合関係、その他加入勧奨活動と雇用保険加入手続に必要な知識等及び労働関係諸制度を研修内容とする。

6 講師

労働局と連携協力のもと、研修内容により労働行政及び労働関係団体等に講師の派遣を依頼する。

7 報告

各支部は所定様式により、研修結果を本部に報告する。